

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ 法人名	シャカイフクシホウジン ヘイセイフクシカイ 社会福祉法人 平成福祉会			
法人所在地	〒 940-0137			
	新潟県長岡市平1丁目3番60号			
フリガナ	ゼイリシホウジンサクラソウゴウカイケイ シンボ カツシ			
書類作成担当者	税理士法人さくら総合会計 社会保険労務士 新保 勝士			
連絡先	電話番号	025-234-0861	E-mail	k-shinbo@dao.or.jp

【本実績報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。



介護職員処遇改善加算
(処遇改善加算)



介護職員等特定処遇改善加算
(特定加算)



介護職員等ベースアップ等支援加算
(ベースアップ等加算)

2 実績報告について<共通>

- ・ 2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の総額	59,212,520	円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	65,629,784	円

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の額	39,055,790 円	12,419,680 円	7,737,050 円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 44,914,158 円	(b) 12,442,706 円	(c) 8,272,920 円

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	(d) - (e) 322,617,760 円
(ア) 本年度の賃金の総額	(d) 388,247,544 円
(イ) 本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	(e) 65,629,784 円
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(f) - (g) - (h) - (i) - (j) 342,338,110 円
(ア) 前年度の賃金の総額	(f) 402,804,652 円
(イ) 前年度の処遇改善加算の総額	(g) 40,512,730 円
(ウ) 前年度の特定加算の総額	(h) 11,970,280 円
(エ) 前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(i) 7,983,532 円
(オ) 前年度の各介護サービス事業者等の 独自の賃金改善額	(j) 円



【記入上の注意】

- ・ (a)~(c)には、処遇改善加算等による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (d)には、加算の配分対象とした全ての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の加算額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)

(4)前年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

・ 2(3)②(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

※初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除いた額を記載すること。

3 各加算の要件について

・ 3(1)(2)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

【特定加算】

V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。)

VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)

VII 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

VIII 経験・技能のある介護職員(A)のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

【ベースアップ等加算】

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

(1)介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
①特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒	☒
②一月当たりの常勤換算職員数	14.7 人	62.0 人	26.1 人	
③特定加算による賃金改善所要額(年額)	4,036,500 円	7,278,028 円	1,128,178 円	
④特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	22,883 円	9,782 円	3,602 円	
⑤特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(2.34)	(1.00)	(0.37)	☒
⑥他の介護職員(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入				☒
(参考)特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)		12,442,706 円		
⑦特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)		4,360,852 円		☒
⑧経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数		8 人		☒
⑨本計画書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所系・総合事業の重複除く)		7 か所		
⑩「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由 ☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他 ()				
⑪(①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)				

※②には、グループごとの一月当たりの常勤換算職員数を直接記入すること。

※⑥及び⑦には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、⑧の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法で人数を数えること。ただし、⑧の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介護	i)ベースアップ等加算による賃金改善所要額	7,409,619 円	
----	-----------------------	-------------	--

職員	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	5,613,348	円	(75.76) %	← ☐ 要件区
その他の職種の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	863,301	円		
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	654,016	円	(75.76) %	← ☐ 要件区
(参考) ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)		8,272,920	円		

(3)職場環境等要件に基づいて実施した取組について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。

【特定加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず1つ以上アエフのいずれか1つ以上の取組を行い、「介護促進に向けた取組」、「用具の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	☒ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☒ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☒ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☒ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	☒ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☒ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	☒ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	☒ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	☒ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☒ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	☒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	☒ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☒ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(4)その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、以下の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 7 月 26 日 法人名 社会福祉法人 平成福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 佐藤 邦栄

【記入上の注意】

・本表に記載する事業所は、計画書の「別紙様式2-2」、「2-3」及び「2-4」に記載した事業所と一致しなければならない。事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

[illegible]

特別な事情に係る届出書(令和 5 年度)

基本情報

フリガナ 法人名	フク)ヘイセイフクシカイ 社会福祉法人 平成福祉会		
法人所在地	〒 940-0137 新潟県長岡市平1丁目3番60号		
フリガナ	ゼイリシホウジンサクラソウゴウカイケイ シンボ カツシ		
書類作成担当者	税理士法人さくら総合会計 社会保険労務士 新保 勝士		
連絡先	電話番号	025-234-0861	E-mail k-shinbo@dao.or.jp

1. 事業の継続を図るために、介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支(介護事業に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

令和2年10月の小規模多機能型居宅介護事業の廃業に続き、令和5年1月末に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を、1ユニット(9名)閉鎖しました。給食提供を令和4年4月より、自前から委託事業に切替たことにより、費用面が大きく増加。また物価上昇による水道光熱費の増加等が大きく収支に影響し、令和3年度より大きな赤字が続くようになりました。

2. 賃金水準の引き下げの内容

以前から賞与支給を年3か月で対応しておりましたが、長岡地域と小千谷地域にある特別養護老人ホームの利用者様の体調不良等、入院による空所が続いたことも原因となり、また1に記載した経費の増加や、建物等の老朽化に伴う経費が掛かり増し、資金収支上毎年4千万円超赤字の状況で、賞与はあくまでも経営状況からの原資を算出していることから、賞与支給を減額する対応を行った。

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

職員不足による紹介会社を活用した紹介料(100万円超/1人)について、事業所閉鎖により無駄な紹介料を削減し、必要職員数の確保を行った。稼働率の悪かった認知症対応型通所介護事業について、100%稼働率の小千谷店を見習い、利用者確保に繋げる。4名居た居宅事業所の介護支援専門員が退職により2名で運営していたが、令和5年は2名を採用し加算を取得し、同法人内の事業所の稼働率アップに繋げる。

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和3年度に法人設立時から対応していた人事考課制度の見直しを行い、令和2年度からコンサルタントに依頼し1年間を掛けて『役割等級制度』を取り入れた新人事考課制度に移行した。今年年齢や職能により毎年昇給する仕組みを見直し、昇級・賞与の反映については業績に伴いあくまでも算出された「昇級・賞与原資」を人事考課の結果から各人へ配分する仕組みへと移行した。概要書を作成し、研修会の実地等丁寧に行い、変更を行った。

令和 6 年 7 月 26 日

(法人名) 社会福祉法人 平成福祉会
(代表者名) 理事長 佐藤 邦栄